

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書の提出について

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか37名
自民党市議団，公明党市議団，
日本維新の会市議団，無所属(大西)，
無所属(豊田)，無所属(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

現在，例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と，賃金やキャリア形成などの処遇において，正規労働者と非正規労働者との間で大きな開きがある。女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ，一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには，我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において，多様な労働力の確保と個々の労働生産性の向上のためには，雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保がますます重要になっている。

このような状況の中，「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施することは大変に重要である。

よって国におかれては，日本独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意したうえで，非正規労働者に対する公正な処遇を確保し，その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のため，下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに，不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正や両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化等について，関連法令の改正等を進めること。
- 3 とりわけ厳しい経営環境にある中小企業が，例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくなるようにするための様々な支援の在り方について，十分に検討すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。